

高等学校等就学支援金の申請に必要なマイナンバーの提出について

兵庫県教育委員会では、令和3年度より、高等学校等就学支援金の認定にあたり、マイナンバーを利用して受給資格の認定等を行います。

マイナンバーを提出して認定を受けることにより、次年度以降の申請の際は、課税証明書等の提出が不要となります。

このたび、来年度の認定事務を円滑に進めるため、事前の書類確認及び登録事務等を行いますので、高等学校就学支援金の申請を予定されている方は、マイナンバーの提出をお願いします。

○提出していただく方

令和3年度に、高等学校等就学支援金の申請を予定されている生徒の保護者等

- ・親権者がいる場合

親権者全員分（2名の場合は、控除対象配偶者を含む2名とも）

- ・親権者がいない場合

未成年後見人、または生徒の生計をその収入により維持している者、または生徒本人

※兄弟姉妹がいる場合は、それぞれで提出してください。（片方の省略不可）

※親権者が海外赴任している場合も、提出してください。

※令和3年度に申請する予定のない場合は、提出不要です。今後予定を変更し、申請することとなった場合は、随時マイナンバーを提出していただきます。

○提出するもの

- ①個人番号カード（写）貼付台紙…太枠の箇所に記入してください。

※消すことのできる筆記具は使用しないでください。

※②の貼付けは、めくれたりはがれたりしないよう、四辺をしっかりと貼付けてください。

- ②下記のうちいずれか

- ・個人番号カードの写し……①に貼付けてください
- ・個人番号が記載された住民票の写し又は住民票記載事項証明書
- ・個人番号通知カードの写し……①に貼付けてください

※通知カードの記載事項に変更がない場合、又は令和2年5月25日以前に通知カードの変更手続が完了している場合に限り、通知カードの写しを提出していただけます。

- ③提出用封筒…名前等を記入し、①と②を入れて、必ずのり等で封をしてください

○提出期限

令和2年9月29日（火）

○提出先

伊丹市立伊丹高等学校（担任の先生に提出してください）

- 就学支援金の支給事務では、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）」に掲げられた法定事務として、マイナンバーを利用します。取得したマイナンバーは、法令に定められた必要な範囲内のみで、就学支援金の支給事務に利用します。
- 兵庫県教育委員会では、特定個人情報（マイナンバーを含む個人情報）を保護するため、運用ルールを定めるとともに、職員研修等を行い、適切なセキュリティ確保体制をとっています。また、提出いただいたマイナンバーについては適切な保管・管理を徹底してまいります。